

第1回 公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議 議事概要

日時：平成30年8月28日（火）9：45～9：55

場所：官邸4階大会議室

出席者：

議長

内閣官房長官 菅 義偉

副議長

厚生労働大臣 加藤 勝信

構成員

国家公務員制度担当大臣 梶山 弘志

障害者施策に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣 松山 政司

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

総務大臣 野田 聖子

法務大臣 上川 陽子

外務大臣 河野 太郎

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 林 芳正

農林水産大臣 齋藤 健

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 中川 雅治

防衛大臣 小野寺 五典

概要

（加藤厚生労働大臣）

ただいまから公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議を開催します。まず冒頭、私の方から、本日の議題、お手元の資料についてご説明をさせていただきます。

この度、国の行政機関において障害者雇用義務制度の対象となる障害者の範囲に誤りが見られたことから、厚生労働省から各行政機関に対して再点検を行うよう要請を行いました。その結果、お手元の資料1にございますように多数の機関で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかとなりました。

具体的には26の機関が法定雇用率を満たしておらず、全体で3,396人の障害者の雇用が不足しているという大変由々しき事態であります。また地方公共団

体においても法定雇用率を下回っている旨の公表が相次いでおります。

障害者雇用促進法の下で事業主として社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の確保や安定を図る責任をまず有しているということでございます。さらに民間の事業主に対して率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、このような事態になったことは誠に遺憾であります。

今般の事態を重く受け止め、国としては、1点目として今般の事態の検証とチェック機能の強化、2点目として法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組、3点目として国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大、4点目として公務員の任用面での対応等について、各機関が一体となって検討を進めていくことが必要と考えています。特に今般の事態に対しては弁護士など第三者が参画した検証を実施することが必要と考えております。

厚生労働省としても、各機関の障害者の採用と定着の促進を図るため、最大限の努力を行っていきます。合わせて今般の事態に対応して行くためには予算や定員の確保が必要になる場合もあると考えており、各関係大臣のご協力をお願いしたいと思っております。

また地方公共団体に対して総務大臣のご協力をいただきながら、国の機関と同様に再点検をお願いしたいと考えております。

このため、本日午後に「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」を開催し、先ほど申し上げた取組みについて政府が一体となって鋭意検討を進めて参りたいと考えておりますので、関係各位のご協力をお願いいたします。合わせて弁護士など第三者も参画した検証チームを設置して今般の事態の検証を行うことといたします。今般の事態を踏まえ、各大臣におかれては障害者雇用に対する認識を改めて徹底をしていただき、障害のある方が、希望や能力を持って活躍できる社会の実現に向けて最大限のご尽力をお願いしたいと考えております。それでは関係大臣からご発言をお願いしたいと思います。

まず、国家公務員制度担当大臣梶山大臣お願いいたします。

(梶山国家公務員制度担当大臣)

厚生労働大臣からご発言があったとおり、このような事態が判明したことは誠に遺憾であります。国家公務員制度担当大臣としては、法定雇用率達成に向けた各府省の取組み等を伺いながら必要な定員面での手当について責任をもってしっかりと対応したいと考えております。

(加藤厚生労働大臣)

ありがとうございます。続いて財務大臣麻生大臣お願いいたします。

(麻生財務大臣)

財務省においても、国の行政機関の多数において法定雇用率を達成していないという状況だったことは甚だ遺憾なことだと思っています。財政当局として関係省庁間の議論を踏まえていきますけれども、法定雇用率達成に向けて必要な財源面の手当につきましても責任を持ってしっかりと対応して参りたいと思います。

(加藤厚生労働大臣)

続いて総務大臣野田大臣お願いいたします。

(野田総務大臣)

総務省でも障害者の雇用にむけて全力で対応して参ります。また地方公共団体における再点検、法定雇用率の達成にむけて厚生労働省に全面的に協力して参ります。しかしながら現状の制度や業務を前提にしたままで障害者の雇用を進めるためには限界があることも直視する必要があります。仮に今後の対応を数合わせに終始すれば雇用する側にとっても雇用される側にとっても不幸な結果になりかねないと考えます。政府における具体策の検討に当たっては付け焼き刃ではなく、障害者の能力の発揮、職業生活の充実促進と言った根本に立ち返った議論をお願いします。

(加藤厚生労働大臣)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それではいただいた発言を踏まえて、資料2の「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」において、具体的な対応策の検討などをさせていただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議無し)

ありがとうございました。関係府省連絡会議の開催については、この閣僚会議においてご了解いただいたものとして、今日の午後開催したいと考えております。最後にプレスを入室させ官房長官からご発言いただきたいと思っております。

(報道関係者入室)

(菅内閣官房長官)

厚生労働大臣から報告があったとおり、今般、国の行政機関において、障害者

雇用義務制度の対象となる障害者の範囲に誤りが見られ、多くの機関で法定雇用率を達成していない状況が明らかになりました。また、地方公共団体においても未達成の公表が相次いでおります。

このような事態は、障害のある方の雇用や活躍の場の拡大を民間に率先して進める立場として、あってはならない事態であります。

各大臣におかれては、今回の事態を深く反省して、障害者雇用促進法の下で、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の確保や安定を図る責務を有している認識を改めて徹底していただくようお願いをしたところです。その上で、本閣僚会議の下に、厚生労働大臣を議長とする関係府省連絡会議を設置し、今般の事態の検証とチェック機能の強化、法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組、国・地方公共団体における障害のある方の活躍の場の拡大、公務員の任用面での対応等について政府一体となって検討を進めてまいります。

今般の事態の検証については、連絡会議の下に、弁護士などの第三者も参画した検証チームを設置することにします。さらに、地方公共団体に対しても、国の機関と同様に再点検をお願いしたいと考えています。

各府省においては、本制度を所管する厚生労働省の協力を得ながら、法定雇用率の速やかな達成に向けた計画を早急に策定してください。また、関係府省連絡会議の検討を踏まえ、本閣僚会議において、10月中を目途に、政府一体となった取組のとりまとめを行うことができるよう、予算や定員に関する対応を含め、関係各大臣におかれては鋭意検討を進めていただくようお願いいたします。

(加藤厚生労働大臣)

ありがとうございます。

(報道関係者退室)

それでは、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議は修了します。引き続きよろしく申し上げます。